

習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人審査基準

1. 目的

- この基準は、習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所の移管先法人候補者を、習志野市立大久保第二保育所及び菊田第二保育所移管先法人選考委員会（以下、「選考委員会」という。）で選考するための、審査方法及び審査基準等を定めることを目的とする。

2. 審査方法

- 審査は、応募資格等を提出された応募書類等から確認する一次審査と、一次審査通過者による公開プレゼンテーション及び応募書類・面接審査等から、応募者の評価を行い、最も優れた移管先法人候補者を選考する二次審査によるものとする。

(1) 一次審査

- 一次審査は、応募者が応募資格及び移管条件等を満たしているかを、提出された応募書類等より、事務局が確認することにより行い、応募資格等を満たしていない場合は、失格とする。

(2) 二次審査

- 二次審査は、応募書類の内容等に関する書類審査、面接審査（ヒアリング）及び現地調査の内容、また一次審査を通過した応募者（以下、「対象者」という。）による公開プレゼンテーションを総合的に判断する。
- 選考委員会が審査項目について、別途定める評価基準に従って採点を行い、満点の7割以上の得点を得たもののうち、最も高い得点を得た対象者を移管先法人候補者として選考する。

ア. 書類審査

- ・ 事務局により、対象者から提出された応募書類の内容等について審査する。
なお、対象者の財務状況については、税理士等からの専門的な視点による意見を求める。

イ. 面接審査（ヒアリング）

- ・ 事務局により、対象者の面接によるヒアリングを実施し、書類審査を補完する。

ウ. 現地調査

- ・ 事務局により、応募法人が運営している保育施設等を視察し、所見をまとめ二次審査に係る参考資料とする。

エ. 公開プレゼンテーション

- ・ 選考委員会及び私立化対象市立保育所保護者に対し、対象者によるプレゼンテーションを実施する。
- ・ プレゼンテーションに出席した保護者に対し、アンケートを実施し、当該アンケート結果は、選考委員会の二次審査に係る参考資料とする。

オ. 採点

- ・ 選考委員会は、応募書類の内容等に関する書類審査及び面接審査並びに現地調査の結果と、公開プレゼンテーションの内容及び保護者アンケートの結果を総合的に判断して、評価基準に従い審査項目ごとに採点を行う。
- ・ 採点は、各委員が行い、その合計点を得点とし、最も高い得点を得た対象者を移管先法人候補者とする。なお、得点が満点の7割に満たない対象者は、候補者とししないものとする。

3. 二次審査実施方法

(1) 面接審査

- 別途指定する日時、場所において、事務局による面接審査を行い、応募書類の記載内容等について、ヒアリングを実施する。
- 出席者は、公開プレゼンテーションと同一とする。

(2) 現地調査

- 別途指定する日時において、事務局により応募法人が運営している保育施設等を視察する。

(3) 公開プレゼンテーション

ア. 出席者

- ・ 3名以内とする。
- ・ 法人理事長または法人運営に係る理事、施設長予定者の出席を必須とし、法人担当職員は1名に限り出席を認める。
ただし、法人から委託等されたコンサルタント等の事業者の出席は認めない。

イ. 時間

- ・ 1法人 50分間とする。内訳は、プレゼンテーション 30分間及び質疑応答 20分間とする。

ウ. プレゼンテーションの内容

- ・ プレゼンテーションの内容は、次のとおりとし、応募書類において記載した内容以外の新たな提案及び資料の配布は認めない。
- ・ プレゼンテーションの方法は、スピーチを基本とし、パワーポイント等の映写による補完も可能とする。

ただし、映写するパワーポイント等の内容は、応募書類に記載した内容の範囲とし、記載のない内容が認められた場合、直ちにそれ以降の映写を中止させる。

【プレゼンテーションの内容】

- ① 応募理由等
- ② 教育・保育の方針、目標

③ 教育・保育内容

④ その他、法人が特にアピールしたい内容(ただし、応募書類に記載した内容に限る。)

エ. 質疑応答

- ・ プレゼンテーションの内容及び応募書類の内容について、選考委員会委員が質疑を行う。
なお、保護者の質疑は行わない。

オ. 保護者アンケート

- ・ 保護者に対しアンケート用紙を配布し、終了後に回収することにより行う。
- ・ アンケートの内容は、各法人のプレゼンテーションの内容について選択肢により評価する設問と、自由記述とする。

4. 審査項目・配点

No.	審査項目	配点
1	応募理由等	15 点
2	保育方針・保育目標	10 点
3	保育内容	10 点
4	特別に支援を要する子どもの保育	5 点
5	給食・食育	5 点
6	関係機関及び地域との連携・交流	5 点
7	保護者との信頼関係の構築	5 点
8	延長保育・特別保育	5 点
9	職員の研修	5 点
10	健康管理	5 点
11	防犯・防災、事故等への対策	5 点
12	施設整備計画(施設整備における近隣への安全確保)	10 点
13	職員配置・採用計画	5 点
14	財務状況	10 点
合計		100 点